

性の多様性条例に基づく取組について

性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例に基づき、以下のとおり取組を進めています。

○ 性的マイノリティ専門相談(8条)

- ・ 令和5年4月開始 月1回／延べ3回実施
 - 電話相談 3件
 - 来所相談 2件
- ・ 性的マイノリティ専門相談チラシ 6月作成、配布
 - リーフレット《「多様な性」ってなんだろう》に挟み込み配布も実施

○ パートナシップ制度(9条)

届出件数 8件 (令和5年7月1日現在)

○ 啓発活動(10条)

広報すぎなみ6月1日号 特集「性の多様性が尊重されるまちを目指して」全戸配布

今後の予定

- ① 8月以降に締結する経理課契約※の受託者(事業者)宛に、性の多様性条例における事業者の責務についての周知・協力の依頼文を契約書とともに送付
- ② 区民・事業者向け性の多様性理解促進のための(仮称)レインボーガイドブックを作成(8月中予定)
- ③ 男女平等推進センター啓発講座にて「アップデートしませんか？LGBTQ 理解促進講座」を開催(8月・10月・12月、計3回)
- ④ 区民向け性的マイノリティ理解促進講座の開催(11月～1月予定)

※経理課契約とは、区長契約及び委任規則第1条により、経理課長、総務部長及び副区長に委任されている契約で、50万円以上の工事・製造・請負・物品購入契約等。